

第七部

(160)

第一回 参議院厚生委員会會議録第十一号

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價額撤廃に関する陳情(第三号)
- 聖靈生命眞理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員的生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保険組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 國民健康保険金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉いさ君発議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 災害救助法案(内閣送付)
- 児童福祉法案(内閣送付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第百五十三号)
- 國民健康保険組合の振作促進に関する陳情(第百五十五号)

○國民健康保険制度の更生に関する請願(第八十二号)
○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
○恩給増額に関する陳情(第百九十三号)
○最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)

昭和二十二年八月二十三日(土曜日)午後二時十六分開会

本日の會議に付した事件

○児童福祉法案

○委員長(塚本重蔵君) これより委員會を開会いたします。本日は児童福祉法案について、質疑を続行したいと思います。

○中平常太郎君 私はこの法案の児童委員というところについて、十一條にありますが、それから十一條と十二條に關聯しておりますから、その分を御質疑を申し上げます。それは十二條に「前條第四項に規定する場合を除くの外、民生委員令による民生委員は、児童委員に充てられなければならない」というありまして、民生委員というものはまゝ附けたりになっております。つまり前條というものは何かという「児童委員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる」というのだけが、この委員になつておるのであります。それでこの前を見ますとこれは任命に關することである児童委員は「都道府縣

に、児童委員を置く。」「児童委員は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に關する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。」、これは目的をちよつとやつてありますが、それから「児童委員は、都道府縣知事の定める担当区域により、前項の職務を行う。」「これは区域の問題です。その次に初めて児童委員が出て来ますが「児童委員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。」「というのであつて、事務吏員と技術吏員とが主たる児童委員になつております。それから第十二條に行きまして、初めて附けられたり民生委員が出て来まして「前條第四項に規定する場合を除くの外、民生委員令による民生委員は、児童委員に充てられたるものとす。」「とありまして、極めて民生委員は軽く扱われておるのであります。私はこの点が伺ひたいのであります。私はこの点が伺ひたいのであります。

必要であると思つて、これを除く外は事務吏員と技術吏員になつておりますが、これはどういふわけでありませうか、お伺ひしたいのであります。

○中平常太郎君 關聯いたしました、恐れ入りますがもう一度お伺ひいたします。そうすると事務吏員というものは有給の方でありまして、事務吏員及び技術吏員は有給と認めてよろしうございませうけれども、そういうふうな人はどの程度各縣に配置される考えか、これは予算が大分變つて思ひますが、この經費に對しましては、どの程度の自信があるのか。それから又事務吏員或いは技術吏員と書いてありますが、これはもつと書きようがないのか。事務吏員と言いますと、どうしても事務をとるのかのごとく、机の上に関係するよりな者というように思われるのであります。これは大事な活動をしなればいかんものならば、事務吏員とはいかにも表現の仕方がまずいのかやないかと思つておりますが、その点を……

ありますが、民生委員は全國に十三万もあつて、相當今日まで生活保護法に對しまして一役を担つておりました。段々その機能も發揮しつゝあるものであります。これが各家庭を訪問いたしまして、固よりこれはその区域は或對象に限られておるようになっておりますけれども、これは全般に亘る小兒に對するところの児童委員といつたしましては、やはり児童委員になるものは、民生委員のような民生精神を持つところのものが極めて望ましいのであります。廣く児童全体を扱う場合におきまして、この民生委員が大変

在の實際の子供の状態から考へまして、名譽職の方のみではなかつて、手に余るという点があるかもしれせん。有給のそれに専任する者が是非必要だ。この専任する者と、それから名譽職の委員の方と十分に緊密に連絡をして頂きますと、児童委員としての一條の二項にありまして「目的を達成したい、こういうのが十一條、十二條全体を括めた児童委員制度に對する我々の考え方であるのであります。名譽職児童委員を軽く扱つたといつてもは決してないのであります。條文の配列上、こういう形を採らざるを得なかつたのであります。御了承願ひ

ます。

○中平常太郎君 關聯いたしました、恐れ入りますがもう一度お伺ひいたします。そうすると事務吏員というものは有給の方でありまして、事務吏員及び技術吏員は有給と認めてよろしうございませうけれども、そういうふうな人はどの程度各縣に配置される考えか、これは予算が大分變つて思ひますが、この經費に對しましては、どの程度の自信があるのか。それから又事務吏員或いは技術吏員と書いてありますが、これはもつと書きようがないのか。事務吏員と言いますと、どうしても事務をとるのかのごとく、机の上に関係するよりな者というように思われるのであります。これは大事な活動をしなればいかんものならば、事務吏員とはいかにも表現の仕方がまずいのかやないかと思つておりますが、その点を……

の対象の中に入るのであります。これ
で自治法との関係で特にこういう字を
使つたのであります。

○中平常太郎 もう一度開議して伺
います。二級官を三百七十三名と言
います。一縣下に対して十人程度
であると思つていますが、十人も出な
い、七、八人になります。それは
指導の立場に立つだけであつて、児童の
誘致、保育、十分にそういう問題に対
して実際に當つて行くというふうなも
のは民生委員の方へ任せられるとい
形式になつておるのですか、その点
お伺いします。

○國務大臣(一松定吉) これは中平
委員の御質問の通り、私自身がこの第
十二條、第十一條の法文を見まして
も、もう少し文字を注意して用いた
ら宜かつたと思つておるのでありま
す。これはこういう趣旨であるとい
解釈しておるのであります。児童委員
といふのはいわゆる一児童及び妊産婦
の保護、保健その他福祉に関する事項
について、相談に應じ、必要な注意を
與える等これらの者の福祉増進に努
める。これが児童委員の仕事である。然
らばその児童委員には誰がなるかとい
うと、私は児童委員には二通りある。
それは知事の指揮監督を受けておる都
道府縣の事務吏員若しくは技術吏員
と、知事の直接指揮監督を受けていな
い民生委員で児童委員を担当する者、
その民生委員といふのは、府縣知事の
監督を受けておる吏員でないものである
から、そこでその民生委員に対して
は、府縣知事の指揮監督を受けるとい
うことを設けて置かなければならん。
府縣知事の下における事務吏員並びに
技術吏員は知事の部下であるから、

これは知事の指揮監督を受けると書か
なければならんことは當然でありま
す。こういうような趣旨から書いたの
でありまして、民生委員が受持つ仕事
と、事務吏員若しくは技術吏員が児童
委員として受持つ仕事との間になんに
も差のあるものではない。こういうふ
うに私は考へておるのであります。こ
ういふ児童局長の答へましたのも、意味は
その意味でありまして、ただ形の上か
ら見ると、いわゆる有給吏員、即ち都
道府縣知事の下における事務吏員並びに
技術吏員は、これは官吏であるから俸
給を受ける。併し民生委員といふもの
は官吏でないから俸給を受けていな
い。名譽職である。こういうふうな俸
給を受けておる者と、受けておらん者
と分けて説明したから、有給、無給と
いうことで説明しましたけれども、こ
れは知事の部下であるといふことと、
部下でないといふことと二つに分け
て、この二つの者が児童委員だ。知事
の部下である者は指揮監督を受けるの
は当然なことである。部下でない者
は、指揮監督を受けるという規定がな
ければならんから、指揮監督を受ける
という規定を置いて、前項の者、即ち
民生委員から成つた児童委員も府縣知
事の指揮監督を受けるといふ書いたの
であります。さう一つ御了承を賜り
たいと思ひます。

○小川友三郎 第十七條並びに第十五
條、いわゆる第四節ですが、國家は「見
察を一時保護する施設を設けなければ
ならない」といふことがあるのであり
ます。政府御当局は何ヶ所児童相談所
をこの法律ができましたならばお作り
になる御予定でありますか、それをお
伺いたします。この收容力は、欠陥が

ありますと今度できる國家賠償法に
よつて政府は設備の不行屆きの場合は
相當賠償をするといふことになりまし
て、何ヶ所、何ヶ所の児童相談所を
作られるか。第十七條にある通り「見
察を一時保護する施設を設けなければ
ならない」。この條項に対して、國
家賠償法は國家又は公共團體の設備が
惡いために、國民に迷惑をかけた場合
はこれを賠償するといふ條項があるの
でありますから、相當にこれは敷を殖
やして、設備を完全になければなら
ないけれども、政府はいくらかの予算を
以て、何ヶ所お作りになるという御計
画がございますか。お伺いたしたいの
であります。

○國務大臣(一松定吉) 只今小川委
員の御質問は、よく私應へ取れなかつ
たのであります。間違つておりまし
たならば更に御指摘を賜りたいのであ
ります。十六條並びに十七條の規定は
児童相談所といふものを設けなければ
ならない。それについては必要に應じ
て、児童を一時保護する施設を設けな
ければならない。そういうようなこと
については費用が要する。その費用は當
然國家が負担しなければならん。こ
ういふ御質問の趣旨に伺ひまし
たが、さうでございましょうか。それ
について國家の責任はどうだと、丁度
憲法の十七條との關係の御質疑であつ
たように承したのでありますが、さうであ
りましょうか。如何でしょう。もう一
度一つ……。

○小川友三郎 今度國家賠償法という
法律ができましたが、その國家賠償法は
國家又は公共團體の設備が惡いために
國民に迷惑をかけた場合に國家が賠償
するといふ法律案がございますときに、
それと照合せまして、この児童相談
所の児童を一時保護する設備を設けな
ければならない。憲法第十七條では設
備が惡かつたために赤ん坊が死ぬとい
うような場合、或いは子供が死ぬとい
うような場合に、國家はそれに賠償し
なければならぬ義務を負わされます
けれども、それに対して政府はど
れだけの設備をするかといふ予算を
持つておられますかといふことをお尋ね
いたします。

○國務大臣(一松定吉) 今のお話の
児童福祉法案の十七條には當然児童を
一時保護する設備を設けなければなら
ない。その児童相談所の設備が惡かつ
たために、その保護しなければなら
ん児童が傷を受けたとか、死んだとか
いふときには國家はどういふふうな損
害の賠償をするか、向その損害賠償に
應ずべき予算はどうするかといふ御趣
旨であるように承つたのであります。
それは申し上げるまでもなく憲法十七
條によりまして、いわゆる公務員の不
法行為によつてさういふような損害を
蒙つたといふような場合において
は、當然國家はその賠償を求められる
義務があることは憲法に規定してある
通りであります。この憲法に規定せ
られたことが本になりまして、國家賠
償法といふものが制定されるのであり
ます。従つて児童相談所の設備が惡か
つたためにその児童に損害を及ぼし
た。而もそれがいわゆる不法行為によ
つてやつた。不法行為といふことは御
承知の通り民法の七百九條の規定であ
りまして、故意又は過失によつて人に
損害を與えたといふ場合が不法行為。
その不法行為に対する損害は國家が當
然責任を負わなければならん。それは

憲法十七條と、國家賠償法の規定から
出る精神であります。然らばそのとき
の予算はどうするかといふ予算の問題
につきましては、これは政府委員の方
からお答へさして頂きます。當然責任
を負ひまして賠償しなければならん。
然らば賠償するについては國家はど
れだけの賠償をするか。荷格的に申し上
げますれば、その損害の程度に應じま
して客觀的に國民が見てそれが相當だ
といふ賠償をしなければならんことは
これは議論がないのであります。それ
に対して具体的に然らばどれだけの予
算を國家が用意しておるかといふ点に
つきましては事務當局から一つお答へ
いたします。

○小川友三郎 今の大臣の御説明は御
尤もですが、私のお伺ひするのには、こ
の児童相談所の設備をするのに幾らの
予算を計上されておりますかといふこ
とと、何ヶ所の児童相談所を置きます
かといふこともあります。

按察吏員は知事の部下であるから、

伺いたします。この收容力は、欠陥が

するといふ法律案ができませんときに、

然實を爲なければならぬ。それは

ましては全國に九十二ヶ所設置する

定に相成つております。予算總額は約千五百万円程度になつております。

○經井伊介 少し時間がかかるかも知れませんが、一問一答的に質問させていただきます。最初、この法律が施行されますと、少年教護法と児童虐待防止法が廃止されることになるのであります。少年教護法などにつきましては施設の規定の上で頗る簡単になつております。従来の廃止される法に盛られております。これは相當廣

その他の事項は四十七條で命令でこれを定めることとありまして、これは相當廣汎なものであります。それは手落ちなく完全にその用意が出来ますかというのを先ずお尋ねいたします。一つ一つについて御答弁願います。

○政府委員(米澤常道) 児童虐待防止法、少年教護法は本法施行と同時に廃止することになりまして、教護院につきましてはお尋ねの御心配になる点もあるものであります。これは十分研究もいたしております。教護院関係のものは各條文に全部載せてある積りであります。施行ができると思つております。

○經井伊介 次は中央児童福祉委員それから地方児童福祉委員、第九條であります。夫とこれを命ずる。とあるのではありません。児童委員の方は「これに充てる。第十二條もそうなのであります。民生委員は今日委員となつておるのではないかと思います。命ずると云いますと、なんだか堅苦しい。こうした児童福祉委員といつたようなものの素が味が失われるのではないか、やはりこういうふうな「命ずる」ということを使わないで、或いは

委員とか、そういうふうな民主的な取扱ができないものかということをお尋ねいたします。

○政府委員(米澤常道) 福祉委員会の委員につきましては「命ずる」と書いておるのであります。十二條の「充てられたものとする」と區別いたしましたのは、実は十二條の場合は非常に技術的に面倒な点がありまして、事務吏員又は技術吏員を以てやる場合と、名譽職の場合と両方あります。関係上、事務吏員及び技術吏員につきましては、それら資格の問題がありますので、それらの関係から十二條にはそういう資格とか、彼れこれ云々ないで「民生委員令による民生委員は、児童委員に充てられたものとする」、こういうふうな技術的な面がありまして、特に「充てられたものとする」と書いたのであります。九條の「夫、これを命ずる」という字句そのものにつきまして、どうかという御意見であります。これは普通の用語例に従つてやつた積りであります。「命ずる」という字につきましては多少そういう感じもありませんけれども、法律用語としてはこういうふうに使つておるかと思つております。

○經井伊介 次は児童委員。これは名譽職というお話なんです。私はこの名譽職という觀念はやはり封建的な一つの慈善的な内容を持つておるもので、それが往々間違えられて、地方の民生委員にいたしました。名譽職ということが何が一つのプライドを持つて、上から下へといつたような氣勢があるので本當の奉仕ができないのだと、これは別に法文の上にあるわけじやありませんけれども、名譽職と

いう意味を、なんと申しますか、奉仕とでも申しますか、語路に悪いのです。まあソリヤル・サービスとでも申しますか、奉仕職とか何とか、そういうふうなことに使ひ下さらないと地方で名譽職だと言われまうことがないかややはり民主的ということに逆行するのではないかと考えられます。

それから今一つは、十四條の中央の児童委員の任用級でありまして、これは無論十一條の意味すると思ひます。十二條の民生委員は意味しないのでございましょう。これはそういうふうな了承するのであります。續いてもう一つこれに關聯してお尋ねいたしますことは、子供のうちから、つまり少年のうちから子供同志が互いに注意し合ふ、假りに少年委員とでも申しますか、子供同志がよく知り合つておきます。地方、部落的と言います。極く小さい範圍におきまして適當な者を児童委員の助手的なものにでも使ひます。これが、將來こうした社会奉仕の仕事をするのに一つの準備教養ともなり、又児童自身がお互いが良くなるなければならぬという勵まし合ふところを持つて、責任感を持つて……。そこで私は、この法案にはありませんが、別に児童委員といつたやうな、これもみずからうちから互いに世話をするという制度をお設けになつてはどうかということをお尋ねいたします。

○政府委員(米澤常道) 名譽職という問題に關します御意見は、全く同感でございます。それと同じ考えでおるのであります。何か少し古い感じを與えるやうな氣勢がいたします。それから十四條の任用級につきま

しては、これは御意見の通りであります。有給の者だけであります。それから一般の子供の自治的なそういう児童委員というやうなことにいつての御意見のようであります。これはここにあります児童委員、或いは福祉委員会の委員といふやうな者につきましても、子供でもないじやないかと御意見があるのじやないかと私は考へるのであります。併し現在の實情からいまして、それも行かんと思ひます。併し實際子供自身自身が自治的にそういうふうなことを作り、自分達みずからやろうといふやうな考え方なり運動につきましては、我々としては全幅的に應援して行きたいといふやうな氣勢を持つております。

○經井伊介 次は児童相談所であります。現在私で當んでおります児童相談所が、或いは隣保事業の中に、或いは獨立に、或いは保健者さんで非常に熱志的な人がおやりになつておりますが、そういうものとの連絡はどうなりますか。

○政府委員(米澤常道) 名前を特に禁止はいたしておりませんので、私の児童相談所といふやうなものがあつておられます。併し、この法律に言つておきます児童相談所、これは極めて國家的な仕事であるのであります。これを社会的にやつて行こうというものがこの法律の趣旨であります。でありますから、この法律に言つておる児童相談所は、私のものは考へておらんのであります。勿論そういう私の施設たる児童相談所におきましては、有権的に児童の施設を完備する、或いはこれを收容すべきやうな施設をするといふやうなことは、これは勿論できま

せん。これは、この法律の認めた児童相談所以外ではそういうことはできないわけでありまして。

○經井伊介 先にその施設のいろいろなものが出た行つて認可を得られるやうな規定がありますが、そういうやうな相當な施設を持つておるものは代用として認めて、或るたけ数多く散布するといふやうな御意見はここにはないわけでありまして。

○政府委員(米澤常道) 児童相談所はできるだけ沢山作りたいと思つております。それで現在は先程申し上げましたやうに九十二ヶ所、これらは大体まあ縣廳の所在地、或いは市を中心によられると思ひますけれども、できればもう少し程度の小さいもので、或いは地方の保健所に附設しますとか、或いは学校に附設しますとか、そういうふうにして、できるだけこの相談所を沢山作りたいと思つております。併し作りましたも、それはやはり公の施設であります。飽くまで私の機能とは違ふと思ひます。

第七部 厚生委員会會議録第十一号 昭和二十二年八月二十三日 【參照】

○經井伊介 第十九條の「指導を受けなければならない」とか「勸奨しなければならない」とか、この實際の方法はどういう方法をお探りになるのですか、周知せしむる方法。

○政府委員(米澤常道) 十九條の実はこの規定は、今年度分の追加予算としては少し無理なのであります。実は新年度、二十三年度からといふやうに考へておるのであります。この「勸奨しなければならない」とか、或いは「指導を受けなければならない」とか、これは、勸奨のいろいろ具体的な方法等につきましては、勿論これは知事において十分研究して頂くつもりであります。

○經井伊介 第九條の「夫、これを命ずる」という字句そのものにつきまして、どうかという御意見であります。これは普通の用語例に従つてやつた積りであります。「命ずる」という字につきましては多少そういう感じもありませんけれども、法律用語としてはこういうふうに使つておるかと思つております。

○政府委員(米澤常道) 名譽職という問題に關します御意見は、全く同感でございます。それと同じ考えでおるのであります。何か少し古い感じを與えるやうな氣勢がいたします。それから十四條の任用級につきま

すが、勿論中央といはしめては、いろいろな点について大きな問題を取り上げまして、これは知事の方と十分連絡をとりましてやつて行きたいと思つております。併しこれはやはり地方によりまして、知事のお考えによりまして、やり方においても多少は違つて来ると考えておりますが、大きな問題につきましては、やはり中央として各専門の方の御意見を聴いて、それらを地方に連絡をして行きたいと、こういうふうに考えております。

○榊井伊介君 第二十條の、届出はにかむといつたような者、並びに今まで申します私生児と申しますか、そういうふうな者の届出をしなければならぬと思ひますが、そういう場合にはどういふ方法でそれを届出させるのか。

○政府委員(米澤常道君) これはまあ実は、今まではなんと申しますか、妊産婦手帳は多少物資の配給とかいふ関係もありましたので、余りそういう事実はないのでございます。併しお尋ねのようないふこともありますので、或ひは本人だけの名前、夫の名前は必ずしも書かなくてもよいとか、まあいろいろなことも考えられると思ひますが、どうしても絶対に届けんとする方につきましては、これは別に飽くまで強制するといふ規定ではありません。

○榊井伊介君 第二十一條の第二項のしまいの方であります、最初の母子手帳を持つておるものは宜しいが、乳児又は幼児の保護者が保健指導を受けるときも同様であるといふことが、これはどういふふうな……母子手帳というものを持つていない保護者側が指

導を受けた場合、必要な事項の記載を受けなければならぬとありますが。

○政府委員(米澤常道君) これは母子手帳制度にいたしたので、今までの妊産婦手帳がそのままつと幼児の間、つまり妊娠中はお母さんが持つておられまして、それが出産後はその子供がそれを幼児の間、引き続き持つて行く、こういう制度にしたいと考えております。

○榊井伊介君 第三十四條の「命令の定めるところにより」とありますが、この内容が分らないのであります。児童福祉施設を設置しなければならぬというのがびんと来ないわけでありまして、例えばどういふ程度の命令内容になるものでしょうか。

○政府委員(米澤常道君) これは三十四條の命令の場合、例えれば現在あります都道府県の強制設置の建前になつておりますので、教養院なるものにつきます。是非各府県が必ず一ヶ所は作らなければならぬといふことを命令に入れたと思つております。

○榊井伊介君 第四十五條の「親権を行うことができる」とありますが、これは獨断的なものでしょうか。児童福祉施設の長は、必要があるとき認めるときには獨断的に親権を行う。何か相談をするとか何とかといふことではないわけですか。

○政府委員(米澤常道君) この「必要がある」と認めるときはと申しますのは、客観的に見て必要がある場合でありまして、決して施設の長の獨断といふことは絶対に許すべからざることと考えております。

○榊井伊介君 第五十條の第三行目でありまして、二分の一乃至三分の一を補助するといふことが、どうしてこのうふうな二分の一乃至三分の一といふたようなものが、この程度のものに區別されなければならないかといふこと……

○政府委員(米澤常道君) これは実質は保育所と療育施設の中で考えておるのとは虚弱児童の收容施設でありまして、或いは保育所の中で市町村長の措置によらないで入る保育所、自由自在に入つて行く保育所と申しますのは、つまり労働その他の事由によつて子供の面倒を見られないものを入れるのが保育所の建前とこの法律ではいたしておりますが、そうではなしに必ずしもそういう要護護関係のないものばかりが入るような保育所と療育施設の中の虚弱児童の收容施設、それはつまり生活上の援護を要しないというものである。施設のつては、これは二分の一ではないに三分の一にするという財政上の非常に面倒な点がありましたので特に括弧を付けたわけでありまして。

○榊井伊介君 そのおしまいのところの「児童厚生施設の設備に関するものについては、この限りでない」といふことは、これはつきり分らないのであります。

○政府委員(米澤常道君) これは児童厚生施設と、それからこれを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院、むずかしい表現をいたしておりますがこの乳児院といふのは普通のなると申しますか有料的、家庭が何と困るとかなんとかといふわけでない、まあ貧乏な乳児院といふことを考えております。その乳児院と児童厚生施設につい

ては設備費についても助成はしない、こういう意味でございます。

○榊井伊介君 五十五條は建物と土地の課税についてであります、将来動産税などといふものがかかることは予想されないでしょうか。若しされるならば動産税についてはどうなるか、やはり免脱されるかどうか。

○政府委員(米澤常道君) これはやはり現行の制度だけで書けないと思ひます。將來又そういうことがありますればその時又考えなければならぬと思ひます。

○榊井伊介君 併し三月でありましたか、例の財産税が徴収されました時には、公債とか貯金だとかいふものも、その届出もあつたのですが、やはりこの施設につきましてはそういうふうな基金といふような動産の積立などもあるだろうと思ひます。

○政府委員(米澤常道君) これは併しその他のいろいろな免脱の規定もあつたので、現在いろいろ免脱の規定につきましては、土地建物といふことに相成つておりました、それ以外のものまでなか／＼及ぼすことが困難なように現在はそのうふうになつております。

○榊井伊介君 第五十八條の、二十四ページの五行目であります「過失のないときは、この限りでない」との意味が、ちよつと分りかねるのですが……

○政府委員(米澤常道君) これは「児童の年齢を知らないことを理由として」とありますのが例えは児童の年齢を知らなかつたことについて完全に過失がない、児童が外見非常に大きな子供で、又証明書のようなものを持つておつて、自分がこれをどうも二十歳か

二十一歳くらいに見たそのことが絶対に客観的に過失がないといふ場合の……

○榊井伊介君 知らなかつたといふことは過失がないといふことになる意味ですか。

○政府委員(米澤常道君) 知らなかつたといふことは過失がある場合とない場合がある、こういうわけでありま

○榊井伊介君 第六十六條の生活保護法の規定による施設関係であります、この場合の費用の負担はどちらの負担になりますか。生活保護法による方の費用負担になりますか、或いはこの法律によるものの費用負担になりますか。

○政府委員(米澤常道君) これは先程も申し上げましたように、実際児童福祉施設の關係の費用は福祉施設のいろいろな最低基準その他を詳細に研究いたしました、法律の施行後各委員会でも十分研究して頂きます、そうしてその經常費といふものを科学的な合理的なもので算出した。いふうふうに考えております。それで、本年度におきましては、これは六十六條に要する費用は生活保護法で全部出すのであります。福祉法の方の予算としましては、これに關するものはありません。

○小杉伊之君 私はこれが改正になりますならば、技術員と児童委員に對しまして、一言希望を申し上げたいと思ひます。質問ではありません、昨日宮城委員が申し述べられました絹浦園を児童に用いない。固い藩閥を用いるといふことは、児童の性問題、早熟する虞れがあるといふことを言われたものであります、こんな心理を掴み

得るところの人はただ技術員だけで
は分らないと思ひます。大學を出たは
かりの人達にも分らない。獨身の男で
も分らない。子供を育てたその階段的
な心理を掴み得るところの女でなけれ
ばならない。こういう人を使用して貰
いたいことでもあります。又妊産婦を取
扱ひ、これを愛護するためには看護婦
産婆は申すまでもございませぬが、つ
わりとか、或いは悪阻などという恐ろ
しい辛いものがございます。又お産で
はものが分らないような腹痛とい
うものが参ります。そのときにその経
験を持つた人が呉れなくさめて、教
えて希望を持たして行くこととは
やはりその経験のある女を使つて貰わ
なければならぬ。そうしてこれには
婦人が余計要ると私は思つておりま
す。

○青柳多々日 第九條、第十條に盛
られております児童福祉委員会のその
構成ということ、その方法はどうい
ふにお考えになつておるのでござい
ます。特に伺ひたいのは司法省の
少年保護機構や、又は文部省の学校
教育機構という、それらのものとど
ういふに連絡調整をなさつていらつ
しやるつもりでございませうか。ち
よつとお伺ひしたいのです。

○政府委員(米澤常道) これは委員
の方には勿論そういう方面の方で、
福祉委員会の趣旨に該当する方には是
非委員にもなつて頂かねばならんと考
えております。それから又問題により
ましては、ここに臨時委員という制度
もあります。時に共同審議の事項そ
の他につきましては、それらの専門
の方面の方に出て頂きまして、連絡
をして行きたいと思つております。

○井上なつあき 二十三條でございま
すが、市町村長は、保護者の労働その
他命令で定める事由により、その監護
する子供を育てることができなかつた
ら保育所に入れるということが書いて
ありますが、その「保育所」でござい
ますが、三十七條に保育所のことが出
ておりますが、「保育所は、日保護者
の委託を受けて」と書いてございま
す。これはどういふ子供の養育の起居
を意味するのではないかと存じますが
若し養育費つても申渡さないような子
供でございまして、例えば乳児でござ
いますと乳児院に入れることができ
ますと思ひますけれども、幼児でござ
いますと、これはどういふような施設を御
使用になるおつもりでございませう
か、このことを一つ承りたいと思ひま
す。

それからもう一つはこの三十四條で
ございまして、三十四條の一番おしま
いの行でございまして「児童福祉施設には
児童福祉施設の職員の養成施設を附置
することが出来る」と書いてございま
すが、この「職員」と申しますと、どう
いふ職員でございませうか、助産婦
なんかの再教育もございませうか、こ
れを一つ承りたいと思ひます。

それからその次の三十五條でござい
ますが、「助産施設は保健上必要がある
にもかかわらず、経済的理由により、
入院助産を受けることができない妊産
婦を入所させて、助産を受けさせるこ
とを目的とする施設とする」と書いて
ございまして、これは結局現今の
言葉で、悪い言葉で民主的でないかも
知れませんが、施設の病院を意味する
ものでございまして、若しお金を出して

入ります妊婦、産婦の入ります産院な
どでは、この法律の何と申しませう
か、関係しないのでございませうか
その三点を承りたいのでございませう。

○政府委員(米澤常道) 保育所の問
題であります。これは御承知のよう
に養育所という建前を取つており
ます。デイ・ナースリーの形を取つて
おりまして、夜間までも全部保育する
ということと考へておりません。そう
いうフルタイムのものにつきましては
結局養護施設でやつて頂くということ
になるかと思ひます。それから三十四
條の職員の養成施設であります。こ
れは立派な福祉施設で、例えば助産施
設で相当立派なものがございまして、
な場合におきましては、そこでもでき
ると考へております。併し現在、今す
ぐそれができるような施設があるかど
うかというふうなことにございましては
多少まだ自信がないのであります。將
來はそれは考へられる。それから三十
五條に経済的理由をつけておるのであ
りますが、御承知のように、これを全
然外してしまふという、いわゆる
國民医療法に言ひます産院という問
題と殆ど限界がなくなるのでありま
す。それで少くとも、この法律で取り
上げます施設というものは、こういう
経済的な要件を入れざるを得ないとい
うふうになつてゐるのであります。

○三木治朗 最初の御説明を欠席
して伺ひなかつたので、或いは違ひ
になるかも知れませんが、このいろい
ろの福祉施設を各府縣が使わなければ
ならないように法律はなつておるので
ありますが、恐らくいろいろの施設
を作るをいたしまして、新規にで
きるわけはないと思ふのであります。

恐らく今までありましたところの市な
り縣なりの造営物をそのまま使うので
はないかという工合に考へられるので
ありますが、都市によりましては相当
立派な施設もあるところもあるのでは
ありませんか、随分又ひどい、これでは
思うような施設のところもあるのであ
ります。各都市も二、三、余程数多く
見ましたが、これなら宜いと思ふよう
なもの、殆ど指を折る程しかないの
であります。私の見ましたのは主とし
て孤児院であります。殆どこれでは
却つて子供を酷くするのではないかと
思ふようなものが数多いのでありま
す。私ロンドンの孤児院を見ましたと
きは、私は貧乏人の惨状のせいか、こ
ういふところに入つておる孤児の方が
普通の日本人よりも仕合せだといふ
うに感じたのであります。年齢別にお
うにおの別な森を持つた建物の中に、立
派な保護者が附いて育つておるのであ
ります。立派なプールもあるし、学校
もその中にあるという工合に行届いた
ものであつて、そこから出て立派な一
人前になつた。今こういう者になつて
おる、ああいう者になつておるとい
うのが数知れずある。日本のいわゆる
孤児院などは皆んな逃げ出して行く者
ばかりであります。今ある施設をその
ままで、まあ法律だけ変えてやつて行
くといふことであつては、これは私大
して意味がないのではないかとこの
う工合に考へられるのです。少くとも
今そんな立派な施設はしないまでも、
取程度のはやりの改良なり施設を直しま
して、そうして本當の心からの温い氣
持で以てその児童に接するような、特
別なんらかの考慮がない限りにおい
ては余り効果がないのではないかと。多

少の手入れをするにしましても、今時
相當の手算がかかることと思ふのであ
りますが、こういう法律に伴つてどの
くらいの予算をお持ちになつてこれに
手を附けようとなされるのか。その予
算の額が示しが願へれば知らして頂
きたい。かように考へるのであります。

それから今一つ児童委員に民生委員
が当たるということになつております
が、民生委員が必ずしも私適当ではな
いという考へ方がするのであります。
或る程町の世話役といふか、なに
かと面倒をよく見るような人が委員に
なつておられますが、町には本當に子
供好きの、子供のために非常にお世話
をやく人が沢山あります。又女の中に
もそういう人もおるので、本當に子供
を理解した、子供の友達になり得るよ
うな、そして本當に子供のために思
つてくれるような人が他にあればと思
ふのであります。ただこの民生委員だ
けに決めてしまつておるのはどうかと
思ふのであります。そういうような
人も適當な人があるならば入れ得るよ
うな途をお開きになる意思があるかど
うか。そういう点もちよつとお伺ひし
たいと思ふのであります。

○政府委員(米澤常道) 第一の施設
の設備その他につきましてはお尋ねがあ
つたのであります。誠に同感であり
まして、立派な施設、いろいろの施設
へ行つて見ますと、殊にそういう良
い施設が欲しいのであります。こ
れは御承知のような今日の状態でもあ
ります。戦災その他によつたものをま
あ一應復旧するといふのが今日の漸く
の現状であるわけでありまして、これ
は今後できるだけ努力をして行きたい

昭和二十二年八月二十三日(参事)

と考へております。ただ二十二年度の追加予算といひましては、新築の費用は計上いたしてありません。それは追加予算の関係もありますのと、それからそれ／＼これは地方の負担という問題もありますので、年度の途中で非常に困難でありますので、追加予算といたしましては要求いたしております。それから民生委員のお話であつたのでありますが、確かにそういうふうな御意見もあり得ると考へるのであります。全部の民生委員が全部が適當かどうかといふことにつきましては、勿論そういう只今のような御意見もあると思ひます。併し又子供の問題と申しましてこれはやはり家を離れた子供の問題といふことを考へることもなか／＼困難であります。こういうふうな制度を採つたのでありますが、將來はやはりこの子供の問題について特別な御関心のあるような方は、是非民生委員になつて頂けるように、そういうふうにしたと考へております。

○委員長(塚本重蔵君) 本日はこれを以て散会したいと思います。次回は追つてお知らせいたします。本日はこれで散会いたします。

午後三時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
谷口彌三郎君
宮城タマヨ君

委員

内村 清次君
河崎 ナツ君
中平常太郎君
三木 治朗君

軍務大臣 中山 壽彦君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
藤森 眞治君
井上なつ美君
小川 友三君
小杉 いさ君
堀井 伊介君
山下 義信君
厚生大臣 一松 定吉君
政府委員 厚生事務員(兒童局長) 米澤 常道君

昭和二十二年十月二日印刷

昭和二十二年十月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局